

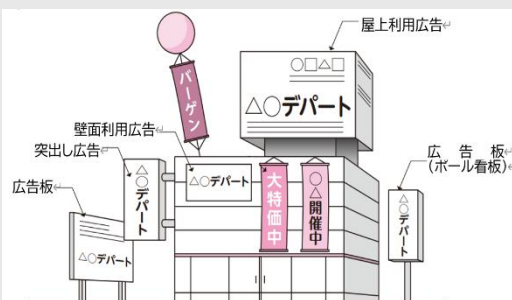
建築物に屋外広告物を掲出する所有者（管理者）の皆様へ

建築基準法令の留意点について

- 屋外広告物のうち、高さが 4m を超える下記屋外広告物を設置する場合は、建築基準法に基づく確認申請が必要です。
- 防火地域内で、建築物の屋上に設置する屋外広告物又は高さが 3m を超える屋外広告物を設置する場合は、広告物の主要な部分を「不燃材料」で造るか覆う必要があります。
- 上記のほか、建築物は広告物の設置後も建築基準関係規定に適合する必要があります。
例えば、広告物の設置により建築物の窓をふさぐ場合、建築物の採光や排煙、非常用進入口等に関する法適合性に疑義が生じる可能性がありますので、必要に応じて建築士等にご相談ください。

《建築確認が必要な屋外広告物》

屋上利用広告	建築物の屋上（建築基準法でいう軒高よりも上の部分）を利用して、壁面から突き出さないように取り付けられた広告板・広告塔
壁面利用広告	建築物の壁面に平面的に取り付けられた広告物
突出し広告	建築物の壁面に対して垂直に取り付けられた広告物
建造物から独立した広告	建築物から独立した広告板、広告塔



※「不燃材料」は「防災製品」とは別の規格です。

◆建築基準法への対応

屋外広告物	全地域	高さ 4 m 超える広告物	確認申請の提出が必要 ただし既存広告物の表面材のみを更新する場合は、申請不要
		高さ 4 m 以下の広告物	確認申請不要
	防火地域内	建築物の屋上に設置する広告物	不燃材料で造るか覆う必要あり
		高さ 3 m 超える広告物	
上記以外の広告物		不燃材料以外も可能	

お問合せ先

羽生市まちづくり部 まちづくり政策課 建築係
 ☎048 - 561 - 1121
 （平日（年末年始を除く）8:30～17:15）
 〒348 - 8601 羽生市東6丁目15番

不燃材料のご確認についてはこちら

国交省 HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html

国交省 構造方法 認定

🔍 検索

